

を受けたときや特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方は、広域連合に申請することで、保険料が減免される場合があります。

保険料を納める方法は？

保険料は、原則、介護保険料と同様に、年金から自動的に納付されます。

ただし、年金受給額が年額18万円未満の方や、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、各市町村の条例で定める納期ごとに、納付書などの方法で納めることとなります。

年間の保険料額は？

当町にお住まいの被保険者が1年間に支払う保険料額は、次ページの表3を参考にしてください。

なお、保険料の年間の限度額は、50万円となっています。

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合（電話011・290・5601または5602）
または洞爺湖町役場国保医療係（電話74・3002）

表1 「保険料額の求め方」

均等割額 43,143円 + 所得割額（総所得金額等 - 基礎控除額 33万円）× 所得割率 9.63%
保険料額に100円未満の端数が出た場合、その端数は切り捨てます。

表2 「均等割額の軽減について」

総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減額（軽減割合）	均等割額
33万円	30,201円（7割軽減）	12,942円
33万円 + (24万5,000円 × 世帯に属する被保険者数 ＜被保険者である世帯主は除＞)	21,572円（5割軽減）	21,571円
33万円 + (35万円 × 世帯に属する被保険者数)	8,629円（2割軽減）	34,514円

65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、その所得の金額から特別控除として15万円を差し引いた額を総所得金額等として判定します。
世帯主が被保険者ではない場合でも、その世帯主の所得は、軽減の判定の際の対象となります。

表3 「平成20・21年度における個人の後期高齢者医療保険料額の試算（年額）」

この表は、年間の保険料額がどの程度になるかを試算したものです。被保険者それぞれの保険料は、平成20年4月以降に送付する保険料決定通知書でお知らせします。

例1) 1人世帯の場合

所得 (参考: 年金収入のみ)	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)	180万円 (300万円)	225万円 (350万円)	262.5万円 (400万円)
保険料額	12,900円	79,700円	136,500円	184,700円	228,000円	264,100円

例2) 夫婦2人世帯の場合

所得 (参考: 年金収入のみ)	夫		妻	
	30万円 (150万円)	80万円 (200万円)	130万円 (250万円)	0円 (50万円)
保険料額	夫	12,900円	79,700円	136,500円
	妻	12,900円	34,500円	43,100円

夫婦2人世帯の場合、夫の年金収入の額で判定すると、収入が168万円以下は7割軽減、192万5千円以下は5割軽減、238万円以下は2割軽減です。

表2の判定方法により、は30,201円、は8,629円が軽減されています。

受けられる給付で申請が必要なものは？

後期高齢者医療制度では、病気やけが、死亡に関して給付を行います。申請が必要なものもあります。

病気やけがでかかった医療費が高額になった場合に自己負担限度額を超えた分が給付される高額療養費や、被保険者が死亡した場合に給付される葬祭費などで、現行の国保や老人保健制度と基本

的には同じです。

また、新たに「高額介護合算療養費制度」という仕組みが設けられ、医療でかかった自己負担と介護保険サービスの利用者負担の合計額が著しく高額になる場合に、その世帯の負担を軽減します。

これらの給付を受けるには、現行の老人保健制度と同じく、各市町村担当窓口へ申請してください。

なお、広域連合では、後期高齢者に対する健康診査を実施します。詳細は、別途お知らせします。